

2023年12月7日 全6頁

## 日本のデジタル化政策の現状及び課題③

## デジタル化政策を俯瞰する（2）

安全・安心の確保、データ連携で官民負担軽減・付加価値創出が狙い

経済調査部 主任研究員 溝端 幹雄

## [要約]

- 前回のレポートでは、日本のデジタル化政策の羅針盤となる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下、重点計画）（2023年6月9日閣議決定）の考え方などの大枠について議論した。今回のレポートでは、この重点計画で示された具体的な施策やその周辺の枠組みなどについて議論する。
- 前回述べた、デジタル社会の目指す方向性、その実現に必要な理念・原則、そして実現可能性を高めるための仕組みに基づいて、重点計画では具体的な施策が整理されている。総じて、デジタル化政策に伴う安全・安心の確保を講じた上で、データ連携やそのための制度整備による利便性向上と付加価値の創出に力点が置かれている。
- 重点計画の発端となった「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、官民の役割分担として「民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る」と明記されている。今後は、企業自らがデジタル化という新しい環境に合わせてその意識や組織を変革できるかどうか、厳しく問われることになるだろう。

## はじめに

本シリーズは、日本のデジタル化の現状や課題に関する要点を簡潔にまとめたレポートである。前回のレポート<sup>1</sup>では、日本のデジタル化政策の羅針盤となる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下、重点計画）（2023年6月9日閣議決定）の考え方などの大枠について議論した。今回のレポートでは、この重点計画で示された具体的な施策やその周辺の枠組みなどについて議論する。併せて、政策対応だけでは難しい課題についても浮き彫りにする。

<sup>1</sup> 溝端幹雄[2023]「デジタル化政策を俯瞰する（1）：『デジタル社会の実現に向けた重点計画』の考え方などの大枠」『日本のデジタル化政策の現状及び課題②』、2023年11月30日  
([https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20231130\\_024117.html](https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20231130_024117.html))。

## 1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の具体的な施策

### (1) データ連携やそのための制度整備等に力点

前回のレポートでは、重点計画を支える3つのポイントについて、①日本が目指すデジタル社会、②デジタル社会の実現に必要な理念・原則、そして③重点計画の実現可能性を高めるための仕組み（基本戦略）を説明した。これに基づいて、重点計画ではデジタル社会の実現に向けて取り組んでいく具体的な施策（6つの基本的な施策）を取り上げている（図表1）。

図表1 重点計画の各分野における基本的な施策

<p><b>国民に対する行政サービスのデジタル化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン アーキテクチャの将来像整理/公共サービスメッシュの整備</li> <li>・マイナンバー制度の利用の推進 情報連携の拡大/国家資格等のデジタル化の推進/特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進</li> <li>・マイナンバーカードの普及及び利用の推進 オンライン市役所サービス/市民カード化/民間利用推進/ 健康保険証利用/運転免許証と一体化/個人認証アプリの 開発・活用促進/次期マイナンバーカード検討</li> <li>・公共フロントサービスの提供等 マイナポータル継続改善/預貯金付番の円滑化</li> <li>・安全・安心で便利な暮らしのデジタル化</li> <li>・準公共分野のデジタル化の推進等 健康・医療・介護 (医療DX/オンライン診療/次の感染症危機への備え)/ 教育(GIGAスクール構想/教育データ活用) 防災(防災デジタルプラットフォーム/防災DXサービスマップ)/ こども/モビリティ/取引(デジタルインボイス等)</li> </ul>	<p><b>アクセシビリティの確保</b></p> <p>サービスデザイン体制強化/ウェブアクセシビリティ/ デジタル推進委員/多言語対応</p> <p><b>産業のデジタル化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルによる新たな産業の創出・育成 クラウドサービス産業の育成/ITスタートアップ等の育成</li> <li>・事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 e-Govのガバメントクラウド移行・利便性向上/ Jグランツの内部開発推進・利用拡大</li> <li>・中小企業のデジタル化の支援 IT専門家派遣/IT導入補助金/ サイバーセキュリティ対策支援</li> <li>・産業全体のデジタルトランスフォーメーション DX認定制度/DX銘柄/DXセレクション/DX投資促進税制/ サイバーセキュリティ強化</li> </ul>	<p><b>デジタル社会を支えるシステム・技術</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の情報システムの刷新 情報システム整備方針の策定・一元的なプロジェクト監理/ ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備及び府省LAN統合/ デジタルマーケットプレイス/スタートアップ参画促進</li> <li>・地方の情報システムの刷新 標準準拠システムへの移行支援</li> <li>・デジタル化を支えるインフラの整備 Beyond 5G(6G)/半導体/自動運転・ドローン物流</li> <li>・デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化</li> </ul> <p><b>デジタル社会のライフスタイル・人材</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク・シェアリングエコノミーの推進 民間・地方でのテレワーク推進/国家公務員のテレワーク定着・推進</li> <li>・デジタル人材の育成・確保 プログラミング必修化/ リカレント教育/AI普及等を踏まえたデジタルスキル標準アップ デート/デジタル人材教育プログラム充実 /数理・データサイエンス・AI教育の推進/女性人材</li> </ul>
--	--	---

(出所) デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要・簡易版）」

まずは、①国民に対する行政サービスのデジタル化だ。これには、国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて国・地方公共団体・民間を通じた情報システムの基本的枠組み・構造（アーキテクチャ）の将来像を整理すること）、マイナンバー制度の利用やマイナンバーカードの普及及び利用の推進<sup>2</sup>、公共フロントサービスの提供等（子育て・介護、引越しなど暮らしに直結する様々な行政手続をワンストップで行うこと）がある。次に、②安全・安心で便利な暮らしのデジタル化では、健康・医療・介護といった準公共分野のデジタル化の推進等（例えば、医療DX、データヘルス改革の推進など）がある。そして、③アクセシビリティの確保では、サービスデザイン体制強化（利用者視点に基づく行政サービスを設計できるよう職員の意識改革や専門人材の活用等を行うこと）、ウェブアクセシビリティ（障害や高齢等の理由にかかわらず政府等の公的機関の情報へのアクセス機会を均等化するための環境整備）、デジタル推進委員<sup>3</sup>、多言語対応といった施策が挙げられる。また、④産業のデジタル化については、デジタルによる新たな産業の創出・育成（ITイン

<sup>2</sup> これには、マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進や、マイナンバーカードと運転免許証・在留カードとの一体化の実現、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現などが含まれる。

<sup>3</sup> デジタルに不慣れな人々を対象に、関係府省庁や地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、マイナンバーカード・マイナポータル、各地で実装されているデジタルサービス及びデジタル機器・サービスの利用方法をサポートする人のこと。2023年5月時点で26,000人を超える人々が任命を受けており（重点計画による）、今後、図書館や公民館、鉄道駅など身近な場所における全国的な展開を図る計画である。

フラ・ソフトウェア開発環境等を提供するクラウドサービス産業や、サイバーセキュリティ産業、それらを活用して多種多様なデジタルサービスを迅速に提供するプレーヤー等から構成されるデジタル産業の創出・育成)、事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組、中小企業のデジタル化の支援、産業全体のデジタルトランスフォーメーション (DX) を挙げている。その他、**⑤デジタル社会を支えるシステム・技術**もある。これは、国や地方の情報システムの刷新、デジタル化を支えるインフラの整備 (光ファイバ、5G 等、非地上系ネットワーク (NTN: Non-Terrestrial Network)<sup>4</sup>の整備等、Beyond 5G<sup>5</sup>の実現に向けた研究開発・標準化の推進、データセンターの分散立地の推進、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化等)、デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進がある。最後に、**⑥デジタル社会のライフスタイル・人材**では、テレワーク・シェアリングエコノミーの推進、デジタル人材の育成・確保が挙げられている。

## (2) 直近において改定された重点計画

特に、直近 (2023 年 6 月) において改定された重点計画では、前回のレポートで述べた目指すデジタル社会の実現に向けて、国民生活や事業者活動の利便性向上、安全・安心の確保の観点から、特に重点的に取組む政策対応について、**図表 2**で整理されている。先の基本的な施策と共通する部分が多いが、①デジタル臨時行政調査会 (前回レポートを参照) によるアナログ規制の横断的な見直し、②データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開、③AI 活用及びデータ戦略の推進、④国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み、⑤デジタルマーケットプレイス (DMP: Digital Marketplace)<sup>6</sup>試行導入などが、当面は特に重視されているようだ。目指すべきデジタル社会の実現に最も重要なデータ活用を促すため、政府 (国・地方自治体)、官民、民間 (業種間) のそれぞれにおけるデータ連携、そのための制度整備に力点が置かれているように思われる。こうした様々な分野のデータ連携を促す取組みは、事務手続きでの官民の負担軽減だけでなく、データの利活用における民間の付加価値の創出にもつながるだろう。

<sup>4</sup> 通信衛星や無人航空機を使って、地上の基地局からの電波が届かない漁業や海運業などの産業や、インフラが整っていないエリアに対して、さらには災害時でも途絶えないようにインターネット接続が提供できる通信ネットワークシステムのこと。

<sup>5</sup> 次世代の移動通信システムのこと、6G とも呼ばれる。現在の 5G の特徴である「高速・大容量」「低遅延」「多数同時接続」といった機能のさらなる高度化だけでなく、「超低消費電力」「超安全・信頼性」「自律性」「拡張性」といった新たな機能を持つもの。Beyond 5G は、従来の移動通信 (無線) の延長上というよりも、むしろ有線・無線や陸・海・空・宇宙等を包含した統合的なネットワークと考えられている。政府は 2030 年代にこの Beyond 5G を導入する予定であり、あらゆる産業や社会活動の基盤となることが見込まれている。

<sup>6</sup> デジタルマーケットプレイス (DMP) とは、政府や自治体による情報システムに関する新しい公共調達の方法である。具体的には、①価格表、②サービス仕様、③利用規約の 3 つを登録、公開することによって、競争性を担保した上で要件に合ったクラウドサービスを検索して絞り込み、選択して 2 週間で契約することを可能とする仕組み。競争入札を行うことなく、調達が可能。英国が DMP の創設国であり、最も知見が蓄積されているため、これを参考に日本でも検討している。

図表2 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

1. マイナンバーカード／デジタル行政サービス
  - (1) 申請・交付環境の整備
  - (2) 行政サービス等の拡充  
健康保険証との一体化／運転免許証との一体化／在留カードとの一体化／障害者手帳との連携の強化／年金情報との連携の強化／就労分野での利用の促進／資格情報のデジタル化／確定申告の利便性向上に向けた取組の充実／引越し手続のデジタル化の更なる推進とデジタル完結の検討／死亡相続手続のデジタル完結／在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討／「市民カード化」の推進／
  - (3) 民間サービスとの連携  
行政サービスにおける民間サービスとの連携／様々な民間ビジネスにおける利用の促進／マイナンバーAPIの利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進
  - (4) 公金受取口座の活用推進
  - (5) スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上
  - (6) 次期マイナンバーカードの検討
2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し
  - (1) アナログ規制の横断的な見直し
  - (2) テクノロジーマップ等の整備
  - (3) デジタル法制審査
  - (4) 官報の電子化
  - (5) 手続のデジタル完結と利便性向上
3. 国・地方公共団体を通じたDXの推進
  - (1) デジタル推進委員の活用
  - (2) 地方公共団体のアナログ規制の見直し
  - (3) 情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の整備
  - (4) 自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」
  - (5) 自治体キャッシュレス
  - (6) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化
  - (7) 国・地方公共団体のガバメントクラウド移行
  - (8) デジタル化を支えるインフラの整備
4. データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開
5. 準公共サービスの拡充
  - (1) 健康・医療・介護分野  
電子カルテの標準化／電子処方箋の促進／医療・介護・子育て支援における助成券、診療券などの一体化／母子手帳との連携の強化／診療報酬改定DX／オンライン診療の促進
  - (2) 教育・こども分野  
データ駆動型の教育の推進／学校等と家庭のコミュニケーション／こどもに関するデータ連携の検討／就労証明書の地方公共団体へのオンライン申請
  - (3) 防災分野  
防災デジタルプラットフォームの構築／住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進等とこれを支えるデータ連携基盤の構築等
  - (4) モビリティ分野  
モビリティ・ロードマップの策定／4次元時空間IDを含めた空間情報基盤の整備／モビリティ分野におけるデータ連携
  - (5) インフラ分野（「電子国土基本図」の整備・更新）
6. AI活用及びデータ戦略の推進
  - (1) AI活用に係る取組
  - (2) 包括的データ戦略の推進と今後の取組
7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み
  - (1) 国際的な官民連携枠組みの設立
  - (2) eIDの相互活用・信頼の枠組み
  - (3) 簡易な国際間送金
8. 事業者向け行政サービスの拡充  
e-Govの拡充／GビスIDの普及／Jグランツの刷新／中小企業支援のDX推進政府調達におけるスタートアップ支援
9. デジタルマーケットプレイス試行導入
10. 国家安全保障戦略等に基づく取組等の推進

3

(出所) デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要・簡易版）」より

## 2. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を支えるその他枠組み

### (1) デジタルインフラを加速する各計画

前回のレポートで言及した、重点計画の実現可能性を高める基本戦略の一つである「デジタル田園都市国家構想」の実現には、光ファイバ、5G、データセンター／海底ケーブル等といったデジタル基盤の整備が不可欠である。総務省はこうしたデジタル基盤の整備に向けて一体的かつ効果的な対策を推進するべく、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（2022年3月策定、2023年4月改訂）を策定している。

また、経済産業省・デジタル庁が中心になって進めているのが「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」である。社会課題解決やデジタル化による産業発展の恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、2023年度内に約10カ年の「デジタルライフライン全国総合整備計画」を策定する。例えば、自動運転やAIによるイノベーションを線・面で社会実装することで、働き手の賃金の向上を実現するとともに、人手不足や災害激甚化といった社会課題の解決を図るものだ。

### (2) G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合及び G7 広島サミット等の合意

2023年には日本が議長国となり、同年4月に「G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合」、そして同年5月には「G7 広島サミット」が開催された<sup>7</sup>。前者の会合では、AI政策と規制が民主主義

<sup>7</sup> 以下、本節引用部分は総務省「G7 デジタル・技術大臣会合/G7 広島サミット」（2023年6月28日）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000889472.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000889472.pdf)



的価値観に基づくべきことを再確認するとともに、「生成 AI 技術が顕著になる中で、生成 AI 技術の持つ機会と課題を早急に把握し、技術が発展する中で、安全性と信頼性を促進し続ける必要性を認識」「AI ガバナンス、知的財産権保護、透明性促進、偽情報への対処、責任ある形で生成 AI を活用する可能性について、G7 における議論を行うための場を設ける」ことなどが、閣僚宣言としてまとめられた。そして、「G7 広島サミット」の会合では、「生成 AI に関する議論のために、包摂的な方法で OECD や GPAI<sup>8</sup>と協力しつつ、G7 作業部会を通じた、広島 AI プロセスを年内に創設するよう」関係閣僚に対して指示している。

こうした議論を受けて、2023 年 5 月には生成 AI について議論する「**G7 広島 AI プロセス**」が立ち上がった。そして、2023 年 9 月には生成 AI を巡る国際的なルール形成に向けた議論を成果文書としてまとめた「G7 広島 AI プロセス G7 デジタル・技術閣僚声明」が採択された。この声明のポイントは、(1)OECD レポートに基づく優先的なリスク、課題、機会の理解<sup>9</sup>、(2)高度な AI システムに関する国際的な指針 (guiding principles) 及び行動規範 (code of conduct) の策定<sup>10</sup>、(3)偽情報対策に資する研究の促進等のプロジェクトベースの協力<sup>11</sup>、である。この声明を受けて、2023 年 12 月 1 日に生成 AI で初の国際指針となる「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」が合意された。生成 AI の急速な発展を受けて、その技術が社会で活用されていくためには、人々が生成 AI を受け入れられるように安全・安心を確保するための環境整備に十分な配慮が必要ということだろう。

### (3) ダッシュボードによるデータに基づいた政策の進捗や成果の公表

その他、政府による重点計画の進捗状況を確認するため、2023 年 9 月以降、ダッシュボードを通じてデータに基づいた政策の進捗や成果の公表が行われており、マイナンバーカードの普及状況や各法令のアナログ規制の見直し状況等について公開されている<sup>12</sup>。

## 3. 「デジタル化政策を俯瞰する」レポートのまとめ

以上、「デジタル化政策を俯瞰する」レポートでは、前回と今回の 2 回に分けて、重点計画を中心に日本のデジタル化政策の現状を概観した。これを一言でまとめると、**安全・安心を確保しつつ、データ連携による官民負担の軽減・利便性向上・付加価値創出が狙い**、と言えそうだ。国・地方自治体の情報システムの刷新・ガバメントクラウドの整備などで、政府の情報システム

<sup>8</sup> AI に関するグローバルパートナーシップ (Global Partnership on Artificial Intelligence)。人間中心の考え方に立ち、「責任ある AI」の開発・利用を実現するため設立された国際的な官民連携組織。2024 年には GPAI 東京センターが創設される予定。

<sup>9</sup> G7 共通の優先的な課題・リスク及び機会を特定。

<sup>10</sup> AI 開発者を対象とする国際的な行動規範の策定が国際社会の喫緊の課題の 1 つであるという共通認識の下、行動規範策定の基礎として、AI 開発者を対象とする指針の骨子を策定。また、年内に、開発を含む全ての AI 関係者向けの国際的な指針を策定 (本文に記載のように 2023 年 12 月 1 日に合意済み)。

<sup>11</sup> 国際機関と協力し、AI によって生成された偽情報を識別するための最先端の技術的能力に関する研究の促進等、プロジェクトベースの取組を推進することを計画。

<sup>12</sup> デジタル庁 政策データダッシュボード一覧 (<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard>)。

の統一化・標準化が加速して、政府（国・地方自治体）だけでなく、民間（個人・企業）の行政手続の負担軽減や経営資源の付加価値分野への集中にもつながると思われる。ただし、そのためには、規制・行政改革と一体化したデジタル化の強力な推進体制や、国と地方自治体で統合的な情報システムの構築がカギとなるであろう。

その一方で、民間のうち企業のデジタル化の取組には課題が残るかもしれない。本シリーズレポートの第1回「デジタル化はどこまで進んでいる？」<sup>13</sup>でも見たように、諸外国と比べて、日本ではDXを進める際に人材不足や明確な目的・目標が定まっていないことなどが課題となっている。デジタル化によるデータの取得・蓄積だけでなく、それを利活用して付加価値を生み出していくには、（単に世界のトレンドだからではなく）企業自らがデジタル化の必要性を深く理解するとともに、デジタル技術を活用していくための意識・組織変革（すなわちDX）が必要である。重点計画の発端となった「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）では、官民の役割分担として「民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る」と明記されている。今後は、企業自らがデジタル化という新しい環境に合わせてその意識や組織を変革できるかどうか、厳しく問われることになるだろう。

以上

<sup>13</sup> 溝端幹雄[2023]「デジタル化はどこまで進んでいる？：個人利用は進捗、企業や政府・自治体での『ICT利活用』などで課題」『日本のデジタル化政策の現状及び課題①』、2023年10月31日 ([https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20231031\\_024055.html](https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20231031_024055.html))。